

よくあるご質問とその回答について

ネーミングライツパートナーの募集について、よくあるご質問とその回答をまとめています。応募いただく際の参考にしてください。

No.	お問い合わせいただいた内容	回答
1	ネーミングライツパートナーの決定は入札ですということか。	原則として契約料の多寡で決定しますので、入札となります。
2	通称名というのはどういうことか。	ネーミングライツパートナー決定後は、コミュニティセンターの運営を和歌山市コミュニティセンター条例に規定されている施設の正式名称ではなく、原則として提案いただいた名称で運営を行います。このときの当該名称を「通称名」と表現しています。
3	通称名の命名に際し、元のコミュニティセンターの名前が消えてしまってもよいのか。	通称名の命名に際しては、対象コミセンの名前のうち、「和歌山市」以外の語句は必ずどこかに残してください。 ◎通称名の標示例 「企業名等＋対象コミセン正式名称」 (例) 「〇〇コミセン 東部コミュニティセンター」 〇〇コミセン 東部コミュニティセンター ※標示面積は原則 25 平方メートル以内 (縦・横の長さの制限はなし)
4	通称名について、ロゴマークだけの標示はできないということか。	お見込みのとおりです。
5	通称名を建物に表示する際に、標示面積（1か所につき25平方メートル以内）のみ制限が定められているが、縦と横の制限はあるのか。	縦と横の長さに制限はありませんが、建物の構造により物理的に制限を受ける可能性があります。

6	通称名を建物に表示する際に、標示面積（1か所につき25平方メートル以内）の制限が定められているが、通称名全てを入れた面積でよいか。	お見込みのとおりです。 ◎通称名の標示例 「企業名等＋対象コミセン正式名称」 （例） 「〇〇コミセン 東部コミュニティセンター」 〇〇コミセン 東部コミュニティセンター ※標示面積は原則25平方メートル以内 （縦・横の長さの制限はなし）
7	通称名を建物に表示する際に、高さの制限はあるか。	ございません。
8	通称名を建物に表示する際に、原状回復できる方法で設置する旨の記載があるが、穴をあけた場合に跡をコーキングで埋める方法をとった場合は、原状回復できる方法といえるのか。	原状回復できる方法といえます。
9	通称名を建物に表示する際に、単色と定められているが、単色のグラデーションは問題ないか。	問題ありません。
10	提出書類は1部出せばいいのか。	○別記様式第1号～別記様式第3号 応募する対象コミセンごとに1部ずつ作成し、提出すること。 ○別記様式第4号、別記様式第5号、別記様式第6号及び募集要項（2）ア（ウ）カ～コに掲げる書類 応募1回につき1部ずつ作成し、提出すること。
11	提出書類エの「申請の日の属する事業年度の前事業年度に係る決算を明らかにする書類」とは何を出せばよいのか。損益計算書（PL）と貸借対照表（BS）があればよいのか。	損益計算書（PL）と貸借対照表（BS）をご提出ください。

1 2	提出書類オの「履歴事項全部証明書」は法務局で取得する必要があるか。	法務局で取得したものをご提出ください。
1 3	提出書類キの「和歌山市税に係る納税（完納）証明書」は、どこで取得できるのか。	和歌山市役所本庁舎 2 階市民税課でお問い合わせください。
1 4	提出書類クの「消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類」とは、どの様式を出せばよいのか。	税務署が発行する納税証明書（様式その 3 の 3）をご提出ください。
1 5	別記様式第 1 号別紙 1 にある「表示イメージ」及び「パートナーとしての提案」とは何を書けばよいのか。	「表示イメージ」 建物にどのように名称を表示するかを簡単にイメージ図等で示してください。図面を作成していただく必要はありません。 「パートナーとしての提案」 敷地内のこの場所に看板を設置した方がよいなどの提案がありましたら記載してください。
1 6	各様式について、実印の押印が必要な様式はどれか。	別記様式第 4 号「市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書」のみです。